

竹富町議会議長 大久 研一 殿

竹富町議会議員 山下 義雄

政務活動費収支報告書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、政務活動費に係る収支について、下記のとおり報告します。

記

- 1 政務活動費の額 金 88,485 円
- 2 政務活動の期間 第4四半期（1月から3月）
- 3 政務活動費の対象となる経費の内訳

項目	金額	備考
調査研究費	88,485	経費102,639円の内88,485円を請求する。
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	88,485	受領済額 181,515 円 累計額 270,000 円



JAPAN AIRLINES

Web 81976531c4b2cbb436eef7d746b5578a

2026年04月08日 12:15発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

山下義雄 様

金額 11,490円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	
航空券/料金券発行日	2026年3月19日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ヤマシタヨシオ 様

2026年3月23日 (月)

運賃：離島割引

○ 08:55 石垣

クラス：普通席

11,490 円

↓

便名：JTA600

○ 09:55 沖縄(那覇)

* ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 11,490円



領収書

下記の金額正に領収いたしました。

山下 義雄 様

金額 55,143円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	
航空券/料金券発行日	2026年2月27日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ヤマシタ ヨシオ 様

2026年3月24日 (火) 運賃：往復セイバー乗継

14:20 石垣 クラス：普通席

便名：JTA614

15:20 沖縄(那覇)

2026年3月24日 (火) 運賃：往復セイバー乗継

18:10 沖縄(那覇) クラス：普通席

便名：JAL2088

20:00 大阪(伊丹)

2026年3月27日 (金) 運賃：往復セイバー乗継

14:45 大阪(伊丹) クラス：普通席

便名：JAL2087

17:00 沖縄(那覇)

2026年3月27日 (金) 運賃：往復セイバー乗継

18:15 沖縄(那覇) クラス：普通席

便名：JTA625

19:20 石垣


55,143円

住所：
Agoda International Japan株式会社
東京都港区
虎ノ門 2-6-1
虎ノ門ヒルズ ステーションタワー 28 階



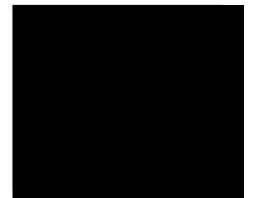
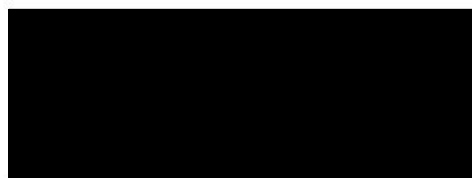
支払日 March 24, 2026

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	yoshio yamashita
E メールアドレス	

記述		合計
ホテル名	TAKATSUKI W&M HOTEL	
期間	March 24, 2026 - March 25, 2026 (泊数 : 1 泊)	
部屋タイプ	Semi-Double Smoking	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 52.47
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
Discount		USD -5.10
	総合金額	USD 47.37
	合計お支払い金額	JPY 7,469 (USD 47.37)

この領収書は自動的に作成されています。



領収書
Receipt

発行日/Issue Date: 2026/03/24
番号/Issue Number: 0022096941-01001*

高槻W&Mホテル

569-0
大阪府高槻市2丁目3-15
電話番号/Phone Number: 0726623310

株式会社
ハウス

電話番号/Phone Number: 078-841-8887
登録番号/Registration Number: T1140001021047

山下 義雄 様

¥200

(内消費税等/Including Taxes ¥ 200)

(内8%対象を含む)

(Including 8% Consumption Tax Items)

上記内消費税等には、宿泊税額200円が含まれています
The above taxes include accommodation tax of 200 yen

但し、宿泊税として

収入
印紙

予約番号
RESERVE #

宿泊日
Date

2026/03/24 ~ 2026/03/25

ご利用明細 / Usage Details

日付 / Date	明細 / Description	単価 / Unit Price	数量 / Quantity	金額 / Amount
2026/03/24	宿泊税(大阪5000)	¥200	1	¥200
合計 / Total				¥200

※は軽減税率対象商品です
※ Indicates Tax-Reduced Items

(内消費税等/Including Taxes ¥200)

(10%対象/10% Tax: ¥0 内消費税/Including Consumption Tax: ¥0)

(8%対象/8% Tax: ¥0 内消費税/Including Consumption Tax: ¥0)

ご入金明細 / Payment Details


日付 / Date	明細 / Description	単価 / Unit Price	数量 / Quantity	金額 / Amount
2026/03/24	現金		1	¥200

住所：
Agoda International Japan株式会社
東京都港区
虎ノ門 2-6-1
虎ノ門ヒルズ ステーションタワー 28 階

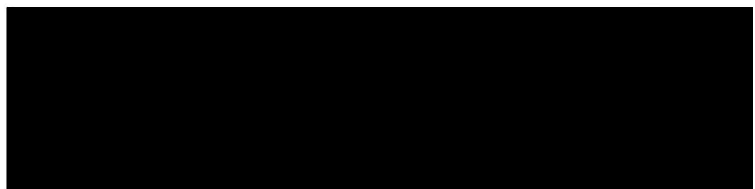


支払日 March 23, 2026

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	yoshio yamashita
E メールアドレス	

記述		合計
ホテル名	APA Hotel Kyoto-Ekikita	
期間	March 25, 2026 - March 26, 2026 (泊数 : 1 泊)	
部屋タイプ	Double Room - Non-Smoking	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 98.85
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
	総合金額	USD 98.85
	合計お支払い金額	JPY 15,433 (USD 98.85)



この領収書は自動的に作成されています。

住所：
 Agoda International Japan株式会社
 東京都港区
 虎ノ門 2-6-1
 虎ノ門ヒルズ ステーションタワー 28 階

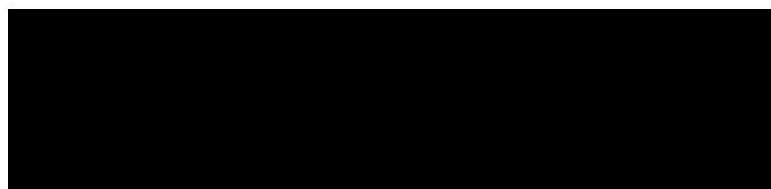
支払日 March 7, 2026

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	yoshio yamashita
E メールアドレス	[REDACTED]

記述		合計
ホテル名	HOTEL LiVEMAX Umeda Central	
期間	March 26, 2026 - March 27, 2026 (泊数 : 1 泊)	
部屋タイプ	Single Room - Noise Notice	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 54.50
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
Discount		USD -2.72
	総合金額	USD 51.78
	合計お支払い金額	JPY 8,164 (USD 51.78)

この領収書は自動的に作成されています。



むかしのおうちのはくふつかん

日本民家集落博物館

■開館時間

9時30分～17時（入館は16時30分まで）

■休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日）
12月27日～1月4日

■入館料

	大人	高校生	小・中学生	幼児
個人	800円	300円	200円	無料
団体（20名以上）	600円	200円	150円	100円
障がい者手帳お持ちの方	300円	100円	100円	無料
ミュージアムカード	2,500円	1,000円		—

※ミュージアムカードは、発売の日から1年間有効の年間入館券です。

懐かしい日本の暮らしが見
各地の民家の野外博

日本民家集落博物館は、日本各地の
移築復元し、関連民具とあわせて展
館です。大阪府豊中市の服部緑地の
㎡の敷地内に、北は岩手・南部の曲
島・奄美大島の高倉まで12棟の民家を

各民家は17～19世紀の建築で、地方固有の風土・習慣
から生まれる様式を色濃く残しています。そこには、土
地の自然を活かし、調和しながら生活を営んでいた
人々の知恵が随所にうかがえます。それぞれの暮らし
ぶりは時の流れを越えて、今に生きる私たちに、大切
なメッセージを静かに語りかけてくれるでしょう。



（飛騨白川の民家）

No. 034232 ￥800
入館券／大人
(通用当日限り)
日本民家集落博物館
**OPEN-AIR MUSEUM
OF OLD JAPANESE FARM HOUSES**

服部緑地第1駐車場が取り
(※博物館専用の駐車場はありません)



博物館からのお願い

当館は、国や大阪府指定の文化財である貴重な民家を展示する野外博物館です。
見学には十分お気を付けいただき、建物の保存にご協力をお願いいたします。

- 民家内（縁側を含む）での飲食ならびに博物館内での飲酒はお断りいたします。
- 博物館内は禁煙です。
- ペットの同伴はご遠慮ください。（補助犬は除く。）
- 撮影会、商業撮影、報道・学術に関する撮影等は事前の許可が必要です。
- 民家内（縁側を含む）でのスケッチ、人物撮影、三脚の使用はお断りいたします。
- 敷地内での絵具の使用はお断りいたします。
- 竹やぶなど柵の中は、立入禁止区域です。
- 昆虫・草花の採取はご遠慮ください。
- テント類、自転車等の乗り物（車イス・シニアカーは除く）、ボール等の遊具の
使用はお断りいたします。
- ゴミはお持ち帰りください。
- 民家内の展示物にはお手を触れないでください。



公益財団法人大阪府文化財センター
日本民家集落博物館

561-0873 大阪府豊中市服部緑地1番2号
TEL:06-6862-3137 FAX:06-6862-3147
URL: <https://www.osc.or.jp/minka>



春

夏

秋

冬





領 収 証

令和 8 年 3 月 22 日

山下 義 友 様

金額(税込10%) ¥ 1,340 -

(内消費税額 ¥122 - 円)

取扱者

但し、石垣～竹富・小浜・黒島・西表 波照間・鳩間・新城 航路旅客運賃として

上記金額領収しました。

国土交通省認可一般旅客定期航路免許番号第 沖縄県知事登録国内旅行業第 2 種 1 2



(有)安栄観

沖縄県石垣市美崎町 1 番地 (石垣港離島ターミナル内) 社 TEL 0980-83-0055 FAX 0980-83-0044 録番号: T4-3600-0202-0964



No 0 1 4

領 収 書

車両番号 1491
2026年03月25日

料金内訳

乗車料金 ¥1500円
運賃料金計 ¥1500円

¥1500円

合計金額 ¥1500円
内消費税額 136円
消費税率 10.0%
登録番号: T7130001011200

帝産京都自動車株

京都市南区上鳥羽仏現寺町1

TEL 075 (691) 8161

本日のご乗車誠にありがとうございます。
おたのご乗車をお待ちしております。

穴が空いているものは払戻し不可

矢印の方向にお入れください
2回目以降にバスを
ご利用の際は裏面の
日付をお見せください

市バス(全線)
観光特急バス 乗車可能
incl. Sightseeing Limited Exp.

地下鉄(全線)
地下鉄・バス一日券
Subway&Bus 1-Day Pass
地下鉄・バス一日券運賃

京阪バス (一部路線除く)
京阪京都交通
ではご利用
いただけません。

西日本 JRバス (一部路線除く)

大人 Adult
¥1,100-

マップや優待情報はこちら
手ぶら観光
サービスの
優待も
あります。

QRコード

※主に京阪バス又は西日本JRバスを
ご利用の場合は、乗車ペンでご利用日
をご記入ください。

京阪バス・西日本JRバスご利用日
/

月 month 日 day

京都市交通局[市バス・地下鉄]
京阪バス(株)・京阪バス(株)
西日本ジェイアールバス(株)

- 市営地下鉄・市バスの全線及び京都バス・京阪バス・西日本JRバス各社の京都市域路線(一部除く)で券面表示の有効日に限り、何處でもご利用いただけます。
- 市営地下鉄をご利用の際は、必ず改札札機をご利用ください。市営地下鉄から近鉄線、京阪線へ乗継された場合は、乗継駅からの普通運賃が別途必要です。
- 最初に市バス又は京都バスをご利用の際は、運賃支払い時に読取機にカードを通してください。また、最初に京阪バス又は西日本JRバスをご利用の際は、券面にご利用日をご記入ください。すでに有効日の印字がある場合は、読取機に送らず、券面の有効日を乗務員に提示してください。有効区間外にまたがってご乗車の際は、境界停留所からの運賃が別途必要です。
- 払戻しは未使用に限り、発売箇所にて取り扱います(払戻手数料必要)。紛失・破損に対してはその責を負いません。使用後の乗車券は他人へ譲渡できません。
- 有効区間及び優待施設等については、券面のQRコードまたはホームページからご確認ください。
- SUBWAY: Put this card through the reading machine at the ticket gate. BUS: Put this card through the reading machine(exc. Keihan Bus & JR Bus) when you are to pay the fare. If the date is printed on the card, SIMPLY SHOW THE DATE TO THE DRIVER.
- This ticket does not last 24 hours. It is only usable on the day that is activated.
- 地铁: 进出站请将此卡插入检票机器。巴士: 使用此卡第一次进站时, 请在付车费时将此卡插入机器(京阪巴士、JR巴士除外), 印上有效日期。再次使用时, 向司机出示有效日期即可。
- 本车票非24小时乘车票。仅限使用当天有效。

地下鉄・バス一日券 ¥1,100-

有効日 / Valid on
26 - 3 26

※本券の払い戻しは、発売箇所でのみ可能です。また、本券は、乗車券としてのみ有効です。有効期間内は、乗車券としてご利用いただけます。

視察目的・視察場所

- ・京都市における宿泊税の徴収と納税状況及びその用途などの行政の取り組みについて
京都市役所 行財政局 市税事務所 法人諸税室 宿泊税担当部局
- ・オーバーツーリズムとインバウンドが集中する観光地の課題対策について特に混雑が問題になっている
東町エリア 平安神宮・祇園神社・清水寺 など
- ・沖縄本島の高校に進学する離島高校生が利用する集合的な学寮、「群星寮」の名で親しまれているが、インフルエンザなどの病状が出た際は、保護者が飛行機に乗って出向き、ホテルなどで滞在しながら生徒の回復を待つなどの負担を強いられている状況
沖縄県立離島児童生徒支援センター
- ・移住定住の推進をする上で、生コン価格の異常な高騰を受けて、町内で建造しても低価格で暮らしやすい、木造平屋建ての住居にヒントをうるため、日本各地の伝統的な古民家の展示がある公益財団法人 大阪府文化財センター 日本民家集落博物館
- ・町内における有害鳥獣駆除や外来種の駆逐に活躍する、猟銃を所持する猟友会員にとって、取得のための県外射撃場への交通費や滞在費用が大きな個人負担となっている。沖縄県内には射撃場がなく、教習射撃講習や、使用する猟銃の照準調整や点検、技術向上のための標的射撃訓練などを受けられる県外の射撃場に予約を取り出向かなくてはならない。
大阪 高槻国際射撃場

以上各地を視察し研究調査を実施した。

視察日程

3月22～28日 6泊7日

- 22日 西表→石垣 出発（翌朝の飛行機便のため石垣宿泊）
- 23日 石垣→那覇 沖縄県立離島児童生徒支援センター
- 24日 那覇→大阪 移動日
- 25日 大阪→京都 高槻国際射撃場
- 26日 京都→大阪 京都市役所・東町観光エリア
- 27日 大阪→石垣 移動日（到着後船便なし石垣宿泊）
- 28日 石垣→西表 帰省

※ 石垣島での前後の宿泊は、議会中などの滞在と同様に身内のアパートを利用し、空港一大阪一京都間の電車移動分は交通系 IC カード Suica を利用したため、各路線の領収書が取れず、経費として計上していません。

視察結果について

- ・京都市における宿泊税の徴収と納税状況及びその用途などの行政の取り組みについて
京都市役所行財政局 市税事務所 法人諸税室 宿泊税担当部局

観光入域者数 100 万人超えともいわれる竹富町内において、日帰り来訪者が割合の多くを占めることで、様々な公共インフラの整備や維持管理に多大な町民負担が続いており、そのアン balan

スな負担を軽減していくために、令和7年6月議会において観光入域税に当たる「竹富町訪問税条例」が可決され交付された。

しかし、現在は総務相の許認可待ちの状況が続いており、年間の町民負担の試算額は約20億円と、観光立町でありながら非常に不公平な負担を強いられ、自主財源不足の厳しい財政状況が続いている。

一方で、「沖縄県宿泊税条例」が令和9年2月1日から導入されることが決定し、宿泊事業者は税の徴収を行う特別徴収義務者となり、県に対し毎月申告納税が義務化される。宿泊業者への説明や負担は不十分で不明瞭なまま、徴収義務者としての納税義務が課されようとしている。

令和8年3月定例議会一般質問において、竹富町は世界自然遺産を有する西表島をはじめ、多くの観光資源を抱える観光立町でもある一方で、観光による環境負荷、港湾混雑、ゴミ問題、インフラ老朽化など、受益と負担のアンバランスが顕在化していること。そしていま問われているのは

「観光で得る利益と、地域や町民が負担するコストをどう公平にするのか？」

という問題について、

「観光で成り立つ町が、持続可能な行政へ移行できるか」

を念頭に

- ・観光によって得られる財源の再設計
- ・世界自然遺産をはじめとする自然環境の管理体制
- ・そして島々地域振興に向けた行政運営の改善

の三点について町の見解を伺ったが、異なる税の導入に向けた明確な方向性や、それぞれの税の導入に向けた、詳細な今後の財源化の取り組みに、負担軽減支援策や啓発啓蒙手段などについてはまだまだ検討段階というような状況であると認識した。

今後、出来る限り速やかに、それぞれの税制度について、町民や宿泊業者、そして観光入域者などの納税に対する理解を深め、税が重複することで過重な負担感になり、観光地として敬遠される事態とならないようにも、徴収体制や用途については、インフラの改善のみならず、あらゆる地域住民の生活改善や従来からの穏やかな暮らしの担保、自然環境保全対策など、行政の取り組みを一層加速させなければならない時期に来ている。

今後、しっかりとしたマスタープランを計画し詳らかに公表し、長年の町民負担による厳しい財政状況からの脱却と、魅力あふれる自然環境の保全を強化拡充し、さらなる豊かな住民生活と島々地域、持続的な竹富町の振興発展につなげていくこと。

以上の理由を目的に、主に宿泊税の徴収や納税状況とその用途としてのオーバーツーリズム対策や住民生活の保全に向けた対策などを学ぶため、全国でも突出して高い宿泊税を導入している京都市を中心に視察しました。

宿泊税について、京都市に対し事前に質問を通告し回答を得た内容

※ 参考資料

年	年収 1,000 万円以上の外国人 観光客の割合
H27	16.7%
28	13.1%
29	10.0%
30	14.4%
R1	15.2%
2	-
3	-
4	-
5	34.8%
6	31.7%

(参考)観光客数等の推移

(万人)^{注5} (億円)^{注6}

年	観光客数 ^{注1}	日帰り客数	宿泊客数 ^{注2}	外国人		日本人 観光客数	外国人 観光客数 ^{注3}	修学旅行生数 ^{注4}	観光消費額 ^{注1,2}	
				日本人 宿泊客数 ^{注3}	外国人 宿泊客数 ^{注3,4}					
2000	H12	4,051	3,109	942	902	40	-	-	99	4,399
2001	13	4,132	3,140	992	954	38	-	-	103	4,440
2002	14	4,217	3,206	1,011	963	48	-	-	103	4,447
2003	15	4,374	3,296	1,078	1,033	45	-	-	102	4,794
2004	16	4,554	3,372	1,182	1,128	54	-	-	101	5,348
2005	17	4,727	3,494	1,233	1,160	73	-	-	101	5,956
2006	18	4,839	3,574	1,265	1,185	80	-	-	100	6,371
2007	19	4,945	3,649	1,296	1,203	93	-	-	101	6,491
2008	20	5,021	3,715	1,306	1,212	94	-	-	101	6,562
2009	21	4,690	3,459	1,231	1,153	78	-	-	96	6,088
2010	22	4,956	3,646	1,310	1,212	98	-	-	100	6,492
2011	23	-	-	1,087	1,035	52	-	-	107	-
2012	24	-	-	1,221	1,137	84	-	-	111	-
2013	25	5,162	3,854	1,308	1,195	113	-	-	110	7,002
2014	26	5,564	4,223	1,341	1,158	183	-	-	110	7,626
2015	27	5,684	4,322	1,362	1,046	316	5,202	482	109	9,704
2016	28	5,522	4,107	1,415	1,097	318	4,861	661	110	10,862
2017	29	5,362	3,805	1,557	1,204	353	4,619	743	113	11,268
2018	30	5,275	3,693	1,582	1,132	450	4,470	805	95	13,082
2019	R1	5,352	4,035	1,317	937	380	4,466	886	70	12,367
2020	2	2,159 ^{注2}	1,628	531	486	45	-	-	16	4,535 ^{注2}
2021	3	2,102 ^{注2}	1,585	517	512	5	-	-	25	4,457 ^{注2}
2022	4	4,361	3,392	969	911	58	-	-	74	10,179 ^{注2}
2023	5	5,028	3,553	1,475	939	536	4,319	709	81	15,366
2024	6	5,606	3,976	1,630	809	821	4,518	1,088	75	19,075

注1 調査手法の変更により、平成23年及び平成24年は推計していない。

注2 全国共通基準に基づく推計を行っておらず、本市の独自推計であり、他の年との時系列による比較はできない。

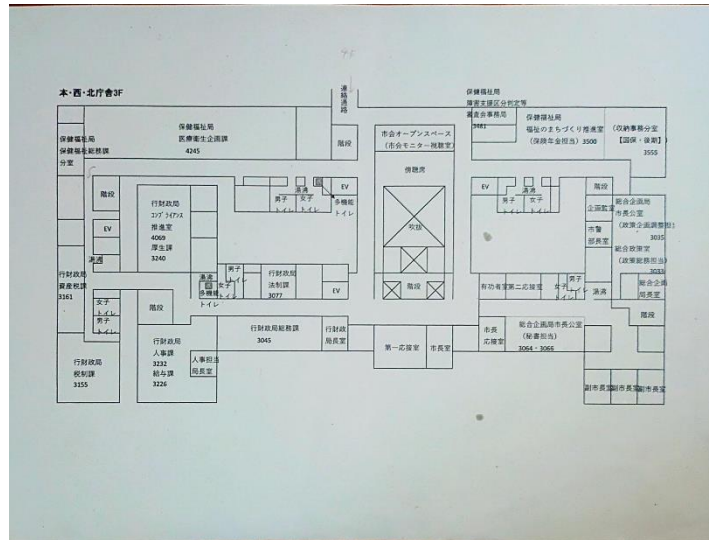
注3 「宿泊客数」、「日本人宿泊客数」、「外国人宿泊客数」及び「修学旅行生数」は実人数を表す。

調査手法の変更により、令和元年以降の数値は過去の数値と時系列による比較はできない。

注4 日本在住の外国人の宿泊も含む。

注5 「訪日外客数」(日本政府観光局(JNTO))に「訪日外国人の京都府訪問率」(観光庁)を乗じて算出した参考値。

注6 千人又は千万円以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。



竹富町議会議員 山下義雄

視察および調査研究に向けた事前の質問事項
 【京都市宿泊税とオーバーツーリズム対策について】

1. なぜ「定率」ではなく「段階定額制」にしたのか？

①制度設計の核心部分

(回答)

○ 一般に定率制は税額計算が煩雑であることに加え、京都市には宿泊料金と食事代などの区別が困難な宿泊施設（料理旅館等）も多く存在していることから、制度の実行性と公平性を両立できる方法として、現在は「段階的定額制」を採用しています。

2. 最高額帯（100,000円以上）を10,000円に設定した根拠は？

(回答)

○ 平成30年の宿泊税導入以後、京都市では客室単価が数十万円以上の客室を有するラグジュアリーホテル等の開業が相次いでおり、こうした高価格帯施設の宿泊者に応分の御負担をいただく

ため、財政需要や、宿泊料金に対する税の比率でみたときの他の区分とのバランス、海外他都市の事例等を踏まえて設定したものです。

3. 税率を上げても観光客数は減らないという試算はあったのか？

(回答)

○ 定量的な試算は持ち合わせていませんが、関係団体へのヒアリングなどから、税率見直しによる宿泊客数への影響は小さいものと見込んでいます。

また、仮に税負担の増加による短期的な集客へのマイナスがあったとしても、宿泊税収を効果的に活用し、京都のまちの魅力や観光の質を高めていくことが、京都の中長期的な発展に寄与すると考えています。

4. 導入前に観光業界や特別徴収義務者からどのような反応があったか？

(回答)

○ 宿泊業界にとって負担ではあるが、京都の観光やまちづくりの発展につながるのであれば協力したいという御意見をいただいています。このほか、宿泊事業者の皆様からは、税収の使途や徴収事務負担の低減・支援などについて要望をいただいています。

1. 宿泊税導入後、観光客数に変化はあったか？

② オーバーツーリズムへの実際の効果

(回答)

○ 宿泊税を導入した平成30年の観光客数は、5,275万人、直近、令和6年の観光客数は5,606万人と、コロナ禍を除き、直近10年は5,500万人前後で推移しています。

2. 混雑緩和の具体的成果は？

(回答)

○ 本市では、一部の時期・時間・場所に観光客が集中することで、一部の市バス路線や、道路、観光地周辺等において局所的に混雑の問題が生じており、これまでから、庁内関係各局及び、地域や事業者等とも連携の下、観光の分散化、市バスや道路の混雑対策を推進してきました。

○ 特に顕著な混雑が懸念された東山地域、とりわけ秋の観光ピーク期における東大路通南行の四条～五条間で発生している渋滞について、一時的な混雑が見られたものの、迂回誘導等の取組により、旅行速度の改善を確認することができました。また、同エリア内にある観光バス駐車場（清水坂観光駐車場）の完全予約制等の実施により、東大路通の交差点から駐車場入り口までの所要時間が昨年以上に短縮しております。

○ 更に、京都駅と観光地を直接繋ぐ「観光特急バス」については、昨年秋の観光シーズンの最繁忙期に、1人平均3,323人と、多くの方に御利用いただいております。また、地域、事業者と連携した観光マナー啓発・散乱ごみ対策を推進した結果、ごみの散乱はほぼ見られなかったことなど、一定の効果を確認しました。

○ 他方、「京都観光に関する市民意識調査」では、約8割の市民が「混雑やマナーに迷惑している」と感じていることから、取組を継続・充実させる必要があるものと認識しています。

※ 本市では、「市民生活と観光の調和・両立の推進～令和7年秋の取組結果～」をHP上で公開しております。あわせて御参照いただければ幸いです。

[「京都市：令和7年秋の観光シーズンにおける取組」](#)

3. 修学旅行・インバウンド・富裕層の比率はどう変化したか？

(回答)

○ 修学旅行生、外国人観光客数については、「②1. 宿泊税導入後、観光客数に変化はあったか？」の（参考）を御参照ください。

○なお、「富裕層」の比率に関する調査は行っておりませんが、御参考として、年収1,000万円以上の外国人観光客の割合の推移は以下のとおりです。

4. 「量から質へ」の転換は実現しているか？

(回答)

○

※ 令和2年から令和3年については調査を実施していない。

(参考) 年収1,000万円以上の外国人観光客の割合

「質の高い観光」とは、市民、観光客、観光関連事業者・従事者等、京都観光に関わる全ての人々にとって満足度の高い観光を指すものと考えております。

○このため、一概に「こうなれば「量から質へ」の転換が実現」と評価できるものではありませんが、例えば、

- ・京都市の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合は70.1% (R7)
- ・京都観光に大変満足した観光客の割合は日本人25.9% (R6) 外国人49.5% (R6)
- ・京都の観光業界で働き続けたいと思う従事者の割合は64.4% (R7)

となっており、引き続き、これらの割合を伸ばすよう取り組んでいく予定です。

1. 宿泊税の使途はどのように決定しているか？

③ 税収の使途と政策効果

(回答)

○京都市宿泊税条例第1条に明記されている「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策(※)」に充当するため、事業所管局において、該当事業をリストアップしている。

(※) 対象となる施策

- ① 観光を通じた京都の魅力の継承・発展
- ② 文化の力を活かした価値創造
- ③ 品格ある景観創造
- ④ 観光課題対策の着実な実施
- ⑤ 市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備

この分類は、令和6年に実施した「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」での審議及び答申を踏まえている。

○これらの事業のうち、観光客増による行政需要(観光の魅力発信や混雑対策など)や、観光客数に応じて取り組むものではないが、京都の魅力として、市民負担・協力も得て保存・継承を行っている事業(文化財保護や景観対策など)について、一般財源負担分全額に宿泊税を充当している。

その他、観光客も利用する道路などの社会インフラ等、観光客も一定の便益を得ている事業について、観光客の受益相当分を限度に充当している。

2. 一般財源化していないか？

(回答)

○まず、宿泊税については、国・本市ともに「特定財源」に分類しておらず、予算・決算説明書においても「一般財源」としている。

そのうえで、充当額は前述のとおり、観光客の受益相当分を超えない範囲で決定している。

3. 使途の透明化はどのように担保しているか？

(回答)

○ 市会に対しては、予算提案時点において、宿泊税活用事業を明示したうえで審議されており、決算時点においても同様に報告している。また、市会の議決・広告後、市民等向けのホームページにおいても、宿泊税活用事業を一覧化し、公表している。

④ 制度運用上の課題

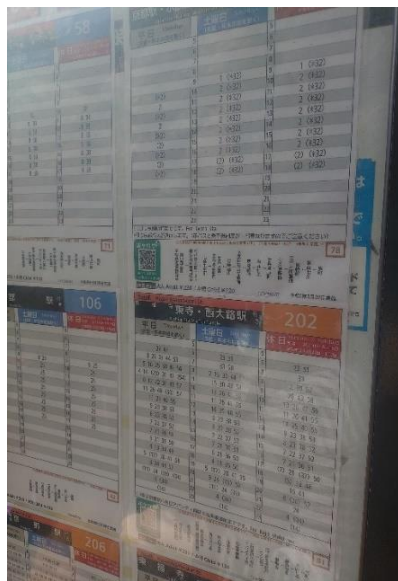
(回答)

○ 特別徴収義務者の多国籍化により、言語の壁により意思伝達が難しい場合や、特別徴収義務者と連絡がつかない場合が散見される。また、課税補足のための税務調査において、資金や宿泊予約の動きが把握しづらい事例も生じている。

以上の報告は年度末であったため、視察後に事務局を通していただいたものになりますが、事前に電話による問い合わせや視察受け入れを申し入れた上で、京都市役所を訪れ担当者に聞き取り調査をさせていただきました。

・オーバーツーリズムとインバウンドが集中する観光地の課題対策について特に混雑が問題になっている

東町エリア 平安神宮・祇園神社・清水寺 など





視察の成果・効果や今後の活用について

市役所でのヒアリングの後に実際に、インバウンドが集中する京都市内の人気スポット東町エリアにある、平安神宮や祇園祭りが開催される、通称「祇園さん」で親しまれる八坂神社と清水寺を、1日乗り放題のバス券1100円を購入して巡回しました。

日常的に市民が活用する市バスでしたが、1時間あたり4~5本運行されていて、数分待てば次のバスが来るような頻度で巡回しており、各方面エリア系統も様々な路線があって非常に利用しやすかったです。

ただ市民の生活路線でありながら、多くの観光客も利用しており、どのバスも乗り降りは混雑しているように感じました。

ある車内では、お年寄りが降車のため席をたち、空いた座席の前に立っていた外国籍であろう家族の父親が、自分の子どもではなく、離れた位置に立って乗車していた別のお婆さんに身振りや座るように勧める気遣いと優しさを目撃したシーンもありました。

しかし正直言って、それぞれの寺社に通じる参道や境内では、一言では言い表せない異様さや異次元的な状況を目の当たりにしました。

具体的には、まず人気エリアに滞在している観光客の割合として7~8割が外国籍と思われる人々であり、日本人は圧倒的に少数でした。聞こえる言語も多国籍な会話ばかりでした。

そして日本への憧れや興味関心などから、レンタルの着物を着用して寺社を背景にスマホなどで撮影する方々が圧倒的に多くみられました。

歴史のある日本の古都というよりは、まるで海外のテーマパークにいるような感覚に陥りました。

春休みということもあって、学生や卒業旅行と思われる日本の若者たちも目にしましたが、たとえば修学旅行でこの地を訪れた日本の子どもたちが受ける印象は、重厚な日本の歴史や文化圏というよりも、ただただインバウンドに翻弄される現在の日本の無秩序な危機感のようなものかもしれないと感じました。

オーバーツーリズムと言われる観光目的の入域者たちが及ぼす影響は、古い歴史の中で受け継がれてきた伝統的な景観や佇まい、そして文化やモラルの違う大勢の人々を受け入れる上では、その場に根付いてきた雰囲気や情緒といったようなものまで失わせてしまうのだと率直に感じました。

本来そこに暮らしてきた人々の従来からの暮らしや、その地域をふるさととして受け継ぐべき将来や未来の世代に対しても、安心安全で落ち着いた生活環境を保全するための配慮や、日本人としての文化的な価値観などを伝えられる場所としての生活様式や存在意義を失わせないためにも、残すべきものはしっかりと残せるような取り組みをするべきだと感じました。

私たちの暮らす離島での生活には、不便であったり物価高や輸送コストなどの不利性などが常に付きまといますが、素朴な中でしか味わうことの出来ない文化や豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐためのヒントにしながら、新たな仕組みづくりに活かせるように取り組んでまいります。

・沖縄本島の高校に進学する離島高校生が利用する集合的な学寮、「群星寮」の名で親しまれているが、インフルエンザなどの病状が出た際は、保護者が飛行機に乗って寮に出向き、那覇市内のホテルなどで滞在しながら生徒の回復を待つなどの負担を強いられている状況がある
沖縄県立離島児童生徒支援センター



施設是那覇市東町のモノレール旭橋駅にほど近く、那覇市内の高校にはモノレールの定期券で通学する生徒が多い。

通学校例

泡瀬高校・南風原高校・浦添高校・浦添工業高校・那覇高校・那覇商業高校
那覇国際高校・那覇西高校・小禄高校・陽明高校・首里高校 他

入寮費	入寮時	10,000 円	
使用料	月額	19,000 円	(寮費 施設維持管理費・水光熱費等)
食材費	月額	18,300 円	(寮食 朝 254 円・夕 356 円)

離島高校生就学支援金については

使用料(寮費)は補助対象経費

入寮費・食材費は補助対象経費に該当するか市町村毎に異なる

朝食・夕食は施設で提供(自費)されているが、昼食は各学校での弁当販売やコンビニ飲食店などを利用しているとのこと。

祝日などの昼食についても寮内での自炊は禁止で、お湯や電子レンジは使用できる。

各個室で、風呂トイレや洗面洗濯などは共用施設となっている。

寮生は実家を離れ、時間厳守の集団生活の中で、施設の掃除当番や洗濯など自活しなければならないため、部活や自習時間などもある程度限られてくるが、県内離島出身の境遇を共にする同世代との集団生活は、少子化の中では有意義な交流になるであろうと思いました。

支援センター1階には多目的ホールスペースがあり、入寮式をはじめ様々な交流イベントなどに使用されているとのことでした。

今後は、伝統行事などの練習期間などに郷友会で使用するなども可能なので、活用してほしいというお話もありました。

高校の無い本町にとって、島外への進学は親元を離れ様々な制限や不自由な境遇で生活するだけでなく、故郷で過ごす時間や経験を積む機会の消失に、金銭的な負担も多く、また保護者にとっても成長し活躍する我が子の姿を見る機会が大きく失われてしまう。
 そして故郷の島々地域においては、若者たちの澁刺とした活気や、島での役割を果たす人材が失われてしまう残念な思いがある。
 今後はさらに金銭的負担を減らし、島と進学先を行き来する機会の増加や、ラーケーションなどの取り組みを推進していきたい。

・移住・定住の推進をする上で、生コン価格の高騰を受けて、町内で建造しても低価格で暮らしやすい、木造平屋建ての住居にヒントを得るため、日本各地の伝統的な古民家の展示を視察した。

公益財団法人 大阪府文化財センター 日本民家集落博物館

日増しに進行する物価高騰の中でも、生コンクリートの大幅な値上げは移住定住を目指す上で建設業や住宅建築にとって非常に大きな課題であります。

しかし、近年では木造住宅が耐震構造などにおいても強化されると同時に、バリアフリーで暮らしやすい平屋の生活も見直されています。

また本町では現存する沖縄最古の茅葺き民家、県指定文化財の「新盛家住宅」をはじめ、竹富島の伝建地区（重要伝統的建造物群保存地区）や各島に古民家が残されています。

今後は、伝統的な木造家屋の暮らしを取り戻しながら、ふるさとの原風景を保存や再現する事業も展開していくべきではないでしょうか。

しかし、台風常襲地域であることや、猛暑などの気候変動にも対応できる、強くて快適に暮らせることも必須条件になっているので、全国の古民家の構造や暮らしの背景を探りながら、長く安心して暮らせる住居の研究に取り組んでいくべきと感じました。

春

秋

日本民家集落博物館

料金	大人	高校生	小学生	幼児
個人	800円	500円	200円	無料
団体(20人以上)	600円	300円	150円	100円
特別企画展(9月30日～10月31日)	300円	100円	50円	無料
ミニツアー(1時間)	200円	100円	50円	無料

〒595-8501 大阪府堺市東区大宮1-1-1
 TEL: 043-232-1111
 URL: <http://www.murakami-musem.jp>

日本民家集落博物館 館内案内図

1 新盛家住宅 (重要文化財)

2 新盛家住宅 (重要文化財)

3 新盛家住宅 (重要文化財)

4 新盛家住宅 (重要文化財)

5 新盛家住宅 (重要文化財)

6 新盛家住宅 (重要文化財)

7 新盛家住宅 (重要文化財)

8 新盛家住宅 (重要文化財)

9 新盛家住宅 (重要文化財)

10 新盛家住宅 (重要文化財)

11 新盛家住宅 (重要文化財)

12 新盛家住宅 (重要文化財)

13 新盛家住宅 (重要文化財)

14 新盛家住宅 (重要文化財)

15 新盛家住宅 (重要文化財)

16 新盛家住宅 (重要文化財)

17 新盛家住宅 (重要文化財)

18 新盛家住宅 (重要文化財)

19 新盛家住宅 (重要文化財)

20 新盛家住宅 (重要文化財)

21 新盛家住宅 (重要文化財)

22 新盛家住宅 (重要文化財)

23 新盛家住宅 (重要文化財)

24 新盛家住宅 (重要文化財)

25 新盛家住宅 (重要文化財)

26 新盛家住宅 (重要文化財)

27 新盛家住宅 (重要文化財)

28 新盛家住宅 (重要文化財)

29 新盛家住宅 (重要文化財)

30 新盛家住宅 (重要文化財)

31 新盛家住宅 (重要文化財)

32 新盛家住宅 (重要文化財)

33 新盛家住宅 (重要文化財)

34 新盛家住宅 (重要文化財)

35 新盛家住宅 (重要文化財)

36 新盛家住宅 (重要文化財)

37 新盛家住宅 (重要文化財)

38 新盛家住宅 (重要文化財)

39 新盛家住宅 (重要文化財)

40 新盛家住宅 (重要文化財)

41 新盛家住宅 (重要文化財)

42 新盛家住宅 (重要文化財)

43 新盛家住宅 (重要文化財)

44 新盛家住宅 (重要文化財)

45 新盛家住宅 (重要文化財)

46 新盛家住宅 (重要文化財)

47 新盛家住宅 (重要文化財)

48 新盛家住宅 (重要文化財)

49 新盛家住宅 (重要文化財)

50 新盛家住宅 (重要文化財)

51 新盛家住宅 (重要文化財)

52 新盛家住宅 (重要文化財)

53 新盛家住宅 (重要文化財)

54 新盛家住宅 (重要文化財)

55 新盛家住宅 (重要文化財)

56 新盛家住宅 (重要文化財)

57 新盛家住宅 (重要文化財)

58 新盛家住宅 (重要文化財)

59 新盛家住宅 (重要文化財)

60 新盛家住宅 (重要文化財)

61 新盛家住宅 (重要文化財)

62 新盛家住宅 (重要文化財)

63 新盛家住宅 (重要文化財)

64 新盛家住宅 (重要文化財)

65 新盛家住宅 (重要文化財)

66 新盛家住宅 (重要文化財)

67 新盛家住宅 (重要文化財)

68 新盛家住宅 (重要文化財)

69 新盛家住宅 (重要文化財)

70 新盛家住宅 (重要文化財)

71 新盛家住宅 (重要文化財)

72 新盛家住宅 (重要文化財)

73 新盛家住宅 (重要文化財)

74 新盛家住宅 (重要文化財)

75 新盛家住宅 (重要文化財)

76 新盛家住宅 (重要文化財)

77 新盛家住宅 (重要文化財)

78 新盛家住宅 (重要文化財)

79 新盛家住宅 (重要文化財)

80 新盛家住宅 (重要文化財)

81 新盛家住宅 (重要文化財)

82 新盛家住宅 (重要文化財)

83 新盛家住宅 (重要文化財)

84 新盛家住宅 (重要文化財)

85 新盛家住宅 (重要文化財)

86 新盛家住宅 (重要文化財)

87 新盛家住宅 (重要文化財)

88 新盛家住宅 (重要文化財)

89 新盛家住宅 (重要文化財)

90 新盛家住宅 (重要文化財)

91 新盛家住宅 (重要文化財)

92 新盛家住宅 (重要文化財)

93 新盛家住宅 (重要文化財)

94 新盛家住宅 (重要文化財)

95 新盛家住宅 (重要文化財)

96 新盛家住宅 (重要文化財)

97 新盛家住宅 (重要文化財)

98 新盛家住宅 (重要文化財)

99 新盛家住宅 (重要文化財)

100 新盛家住宅 (重要文化財)

・町内における、有害鳥獣駆除や外来種の駆逐に活躍する猟銃を所持する猟友会員にとって、取得のための八重山警察署への申請や、沖縄本島での技能講習会受講に県外の射撃場への交通費や滞在費用などが大きな個人負担となっている。

沖縄県内には射撃場がなく、教習射撃講習や、使用する猟銃の照準調整や点検、技術向上のための標的射撃訓練などを受けられる県外の射撃場に予約を取り、自費で出向かなくてはならない。

大阪 高槻国際射撃場

猟銃を用いた狩猟鳥獣の捕獲や、主に農業や住民生活に被害を及ぼし続けているイノシシ・カラス・カモなど有害鳥獣の駆除、そしてインドクジャクといった畑や野菜などに被害を及ぼし在来生物の生息環境に影響を及ぼす外来種の駆逐などを行うためには、猟銃の使用が必要不可欠です。

そのためには猟銃や空気銃の所持許可と狩猟免許を取得しなければなりません。

その上で、保管設備の購入設置と実際に高額な銃砲や実包の購入をして、さらに狩猟登録などをしなければなりません。

その過程には、全て実費で初心者講習等の受講・技能講習・教習射撃講習や、各段階ごとの受講申請・許可申請・確認検査などがあり、さらに必要な申請書類には、医師の診断書・使用保管計画書・住民票・身分証明書・経歴書・身辺調査と、費用と日数の大きな負担があります。

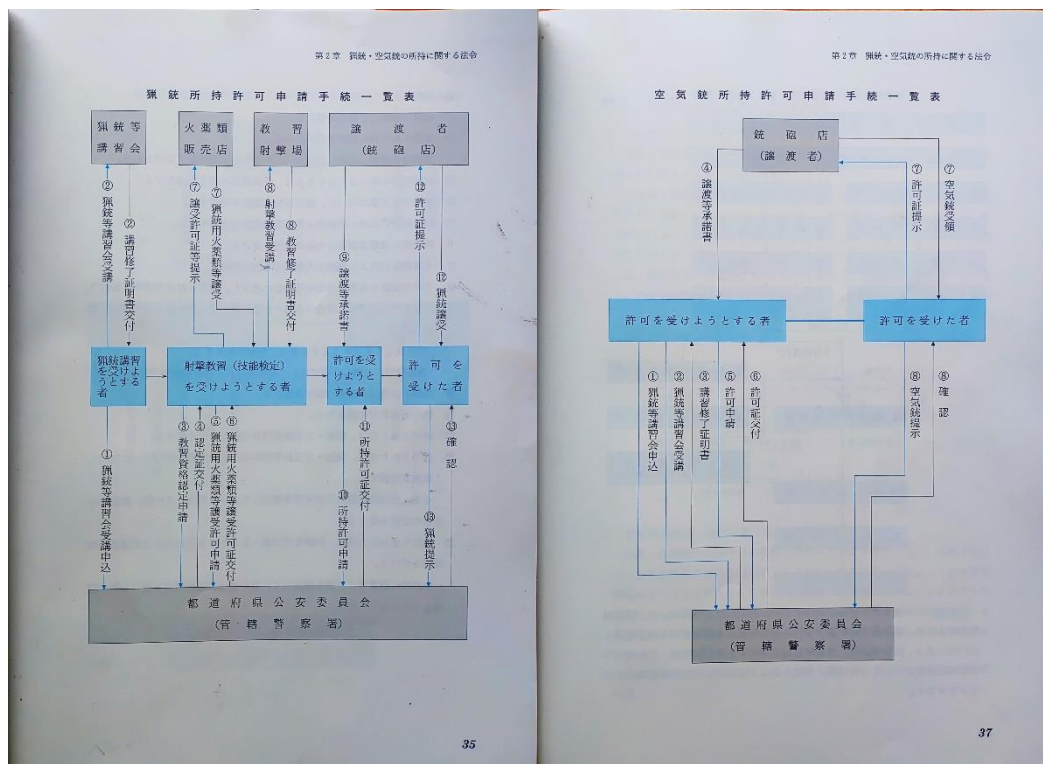
その上で初めて鳥獣捕獲実施隊員や捕獲員として委嘱・任命を受けてパトロールや駆除活動を実施しても、捕獲できなければ全ての経費がボランティアに終わることが多い。外来種の駆除要請に対する日当も 8000 円と非常に安価であり、宿泊先も関係者個人宅に受け入れて頂き、雑魚寝で対応しているような状況がある。

ただでさえ、猟銃の所持許可には非常に高額な費用や日数を要する上に、ボランティアが続く状況では、十分な有害鳥獣駆除や外来種の駆逐にはつながらず、農家の被害や自然環境の保全が困難な状況が続くことになる。

今後は、個人への渡航費の助成や、活動手当の拡充などを行う必要があると認識し、しっかりと被害防止に向けた要請を行なっていきたい。

※ 銃砲店や射撃場には所持許可のない者は立ち入りを許されず、実銃や実弾実包を取り扱う観点から、安全配慮や犯罪防止のために撮影などは全面的に禁止されている。

そのため射撃場内に関する写真・資料などは掲載していません。



令和7年 10月 7日

竹富町議会議長 殿

竹富町議会議員
山下 義雄

政務活動費収支報告書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、政務活動費に係る収支について、下記のとおり報告します。

記

- 1 政務活動費の額 金 181,515 円
- 2 政務活動の期間 第2四半期（7月から9月）
- 3 政務活動費の対象となる経費の内訳

項 目	金 額 (単位：円)	備 考
調査研究費	181,515	交通費・宿泊費
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事務所費		
合 計	181,515	受領済額 0円 累計 181,515円

山下 義雄 政務活動費収支明細(第2四半期)

日付	科目	摘要	金額	備考
7/27	調査研究費	交通費	101,160	航空券8/28石垣－那覇－仙台 9/1仙台－那覇－石垣
8/27	調査研究費	交通費	2,540	船代 上原－石垣
8/28	調査研究費	交通費	28,710	レンタカー 8/28～9/1
8/28	調査研究費	交通費	1,550	高速代
8/30	調査研究費	宿泊費	13,310	下道荘8/28～30
8/30	調査研究費	交通費	1,550	高速代
8/30	調査研究費	交通費	890	高速代
8/30	調査研究費	交通費	210	高速代
8/30	調査研究費	交通費	500	駐車場代
8/30	調査研究費	交通費	1,000	松島船代
8/31	調査研究費	交通費	4,795	ガソリン代
9/1	調査研究費	宿泊費	22,400	コクボ荘8/30～9/1
9/1	調査研究費	交通費	1,340	高速代
9/1	調査研究費	交通費	1,560	ガソリン代
合計			181,515	

領収書

WEB 60a3a33809-00000-001250-0-1111

表示日 2025年10月07日(火)

山下義雄

様

金額 ¥101,160- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥101,160- (税込))

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年07月27日(日)

上記、正に領収いたしました。



全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号：T1010401099027

航空券明細

WEB 60a3a33809-00000-001250-0-1111

表示日 2025年10月07日(火)

ご搭乗者名/照会番号

ヤマシタ ヨシオ様

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月28日(木)	ANA1768	石垣 - 沖縄(那覇)	普通席	スーパーバリュー28L	¥9,150-	2025年07月27日(日)
2025年08月28日(木)	ANA1864	沖縄(那覇) - 仙台	普通席	スーパーバリュー28I	¥33,830-	2025年07月27日(日)
2025年09月01日(月)	ANA1863	仙台 - 沖縄(那覇)	普通席	スーパーバリュー21F	¥49,030-	2025年07月27日(日)
2025年09月01日(月)	ANA1777	沖縄(那覇) - 石垣	普通席	スーパーバリュー28L	¥9,150-	2025年07月27日(日)

合計金額

¥101,160-



レンタカーご利用明細書 (領収書)

Rental statement

発行日 / Date of issue : 2025/09/06
R_NO / Slip No. : YAW72951
VL20

【再発行】

【借受人情報 / Borrower Information】

顧客番号 / Membership
借受人名 / Borrower ヤマシタ ヨシオ 様
運転者名 / Driver ヤマシタ ヨシオ 様

【出発情報 / Pickup・帰着情報 / Return】

出発日 / Pick up date 2025/08/28 17:22
営業所 / Office 仙台空港
帰着予定 / Plan to return 2025/09/01 12:00
帰着日 / Return date 2025/09/01 11:13
営業所 / Office 仙台空港

【車両情報 / Vehicle Information】

クラス・車種 / Car class model SSL (SS) デリカD2
登録番号 / Vehicle number 仙台 502 わ 2406
出発時メーター / Meter 24,996 km
帰着時メーター / Last meter 25,533 km
走行距離 / Mileage 537 km

【ご利用金額 / Rental amount】

基本料金 / Basic charge 22,100 円 (標準コース)
CDW 4,000 円 (加入)



合計 / Total 28,710 円
0 円

	税抜金額 Before TAX	消費税額 Tax	税込金額 All
10%対象 Tax rate 10%	26,100 円	2,610 円	28,710 円
非課税対象(*) Non-tax	0 円	0 円	0 円
合計/Total	26,100 円	2,610 円	28,710 円

帰着時精算額 Settlement for return

合計 / Total 0 円

お支払い総合計 / Total amount 28,710 円

ご利用賜り誠に有難うございました。
今後も引き続きご愛用くださいますようお願い申し上げます。
Thank you very much for using our services.
We look forward to seeing you again.

【貸渡事業者 / Lender】 ニッポンレンタカーサービス株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
【適格請求書発行事業者 / Qualified Invoice Issuer】
ニッポンレンタカー東北株式会社 (T7370001011168)
【処理営業所 / Office】 仙台空港
【処理営業所TEL】 05017122905
【担当者 / Person in charge】 71005730

ご請求明細書

2025年08月30日

1 / 1 頁

民宿 下道荘

〒886-0717 宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜146-3
TEL 0226(46)6318 FAX 0226-46-3795
登録番号 T8370502000478

御芳名 山下

様

お部屋番号	大人人数	子供人数	日帰人数	御利用日	泊数	受付番号
203 1 部屋	1	0	0	2025年08月28日 から 2025年08月30日 まで	2	018476

利用日	御利用明細	単価	数量	金額
08月28日	素泊り (朝食付)	6,000	1	6,000
	設備維持費	300	1	300
08月29日	素泊り	5,500	1	5,500
	設備維持費	300	1	300
合計				(A) 12,100

消費税	対象金額 (12,100) 円 × 10%	(B)	1,210
入湯税		(C)	0
ご利用ありがとうございました。	総合計 (A)+(B)+(C)	(D)	13,310
	クーポン等	(E)	0
	前受金等	(F)	0
	売掛金	(G)	0
	御請求金額 (D)-(E)+(F)+(G)		13,310

領収書

No. 018476

2025年08月30日

山下

様

¥13,310-

上記金額正に領収いたしました。

収入

印紙

民宿 下道荘

〒886-0717 宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜146-3
TEL 0226(46)6318 FAX 0226-46-3795
登録番号 T8370502000478

またのお越しをお待ちしております。

下道荘
(ID:DOL02000)

領 収 証

令和 7 年 8 月 27 日

山下 義雄 様

金額(税込 10%) ¥ 2,540-

(内消費税額 231 円)

但し、石垣～竹富・小浜・黒島・西表
波照間・鳩間・新城 航路旅客運賃として

上記金額領収しました。

国土交通省認可一般旅客定期航路免許番号第9
沖縄県知事登録国内旅行業第2種12



安栄観光

沖縄県石垣市美崎町1番地
(石垣港離島ターミナル内)
社 TEL 0980-83-0055
FAX 0980-83-0044
録番号: T4-3600-0202-0964

取扱

ご利用ありがとうございます。

宮城県道路公社

料金所では一旦停車してください。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鳴瀬奥松島本線

鳴瀬奥松島本線
TEL 0225-87-3931

25年 8月28日 18時12分

車種 普通

通行料金 ¥1,550-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

一入口料金所一 仙台空港

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

登録番号: T5370005001613

取扱番号224-00661745-00

領 収 書

料金所 仙台空港

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 8月30日 8時15分

車種 普通

通行料金 ¥1,550-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

一入口料金所一 鳴瀬奥松島本線

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霧が関3-3-2

登録番号: T9010001095716

取扱番号206-00310749-00

領 収 書

料金所 利府塩釜

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 8月30日 9時18分

車種 普通

通行料金 ¥890-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

一入口料金所一 仙台空港

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霧が関3-3-2

登録番号: T9010001095716

取扱番号205-00080902-00

ご利用ありがとうございます。

宮城県道路公社

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鳴瀬奥松島本線

鳴瀬奥松島本線
TEL 0225-87-3931

25年 8月30日 14時49分

車種 普通

通行料金 ￥210-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 松島北

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

登録番号：T5370005001613

取扱番号219-00851446-00

松島公園第1駐車場

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000060
発券機 #01 発券No.015717
入庫時刻 2025年 8月30日(土) 12:53
出庫時刻 2025年 8月30日(土) 14:34
駐車時間 1:41
駐車料金 A料金 500円

=====
合 計 500円
(内税10%対象額 500円)
現金領収額 500円
お預り 500円
お釣り 0円
またのご利用をお待ちしております。

宮城県

登録番号 T8000020040002

日本三景 松島湾一周

乗船券(大人券¥1,000)



松島島巡り観光船企業組合

ENEOS

〈納品書〉 (領収書)

毎度ありがとうございます。この納品書は大切に保存してください。

取扱日付 2025-08-31 10:44

お取引内容

カード名
クレジットカード

1)001 レギュラー @175
27.40L(1) ¥4,795

合計金額 ¥4,795
(消費税10%対象 ¥4,795
内消費税 ¥436)

伝票番号:4224 有効期限:XX/XX ON
分割回数: 取扱区分:イカ

お知らせ
お買い上げありがとうございます。
ございました。
またのご来店を
お待ちしております。

運営店名: カクボ荘 アベキ
SS名: カクボ荘SS
SS住所: ミヤコ
〒0226(36)2138
カクボ荘 28-4
SSコード: 2201168
TEL: 0226(36)2138
登録番号: T5370501000614

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 名取

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 9月 1日 10時46分

車種 普通

通行料金 ¥1,340-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 鳴瀬奥松島本線
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
登録番号: T9010001095716
取扱番号201-02121022-00

EneJet

納品書(領収書)

2025年09月01日 10:55

売上

1200-00
ENEOSレギュラー P-16
9.34L *
167円 ¥1,560
合計 ¥1,560
(消費税10%対象 ¥1,560
内消費税等 ¥142)
クレジット支払

Vポイント:基本P 4P
特別P 0P
今回計 4P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 797P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ネクサスエナジー(株)
セルフ美田園
宮城県 名取市美田園二丁目2-1
TEL:0223828845 SS-004098
登録番号: T2120901029776
シートNo 4361-06 データNo2674-2677
外通番17-68334
077えねごり君 2025/09/01

領収証

山下義雄 様

No.

登録番号 T4370502001026

金額

722400

但

印消済式として
7年 9月 1日 上記正に領収いたしました

収入印紙

【内訳】

現金	税 率	%
小切手	金額(税抜税込)	
手形	消費税額等	
	税 率	%
	金額(税抜税込)	
	消費税額等	

宮城県本吉郡南三陸町歌津字小長柴57番地
有限会社コクボ荘
代表取締役 三浦啓一
TEL0226-36-2245

「宮城県南三陸町における防災体制と震災伝承などについての現地視察報告」

・視察の日程

令和7年8月28日～9月2日

8月28日 移動日

西表-石垣（高速船）

石垣-那覇-仙台（飛行機）

仙台-南三陸町（レンタカー）

29日 視察

- ・道の駅「さんさん南三陸」 宮川さん 南三陸町役場商工観光課長
- ・南三陸311メモリアル館 高橋さん 役場派遣職員（元総務課長）
（館内シアター・ラーニングプログラム③受講）
- ・まち歩き語り部（遺構 旧防災庁対策庁舎跡） 畠山さん 観光協会職員
- ・南三陸さんさん商店街 伊藤さん 観光協会事務局次長
- ・歌津エリア散策 小野寺さん 歌津夏まつり実行委員長
（水田・払川ダム・田東山展望台・港湾・防波堤など）
- ・南三陸町長表敬 佐藤町長・宮川課長・伊藤次長
- ・懇談懇親会 佐藤町長 宮川課長 伊藤町議ほか

30日 視察

- ・仙台空港および周辺市街地（震災では空港全体も被災）
- ・日本三景「松島」（260を超える島々が点在する景勝地）
- ・塩釜水産物仲卸市場（新鮮な魚介を一般客も購入したり食事ができる）
- ・南三陸メモリアル（館内シアター・ラーニングプログラム②）
- ・南三陸ハマレ歌津夏まつり会場（会場確認と物産販売ブースの前準備）

31日 復興イベント「歌津夏まつり」へ参加

- ・「歌津夏まつり」オープニングセレモニー出席
- ・物産販売ブース（生パイン・黒糖）竹富町 PR
- ・関係者打ち上げ交流会

9月1日 移動日

南三陸町-仙台（レンタカー）

仙台-那覇-石垣（飛行機）

石垣宿泊

2日 石垣-西表（自宅到着）

・視察の目的

今後の竹富町における防災・減災体制の強化を目的に、2011年の東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県南三陸町を訪問し、同町の復興過程や防災教育・震災伝承の取り組みを学ぶため。

視察に南三陸町を選んだ理由は、津波で流された歌津地区の郵便ポストが西表島に流れ着いたという不思議なご縁を感じているからです。このエピソードは非常に感動的で、南三陸町歌津（うたつ）地区と沖縄県竹富町西表島をつなぐ、奇跡のような出来事として語り継がれています。



今年の6月28日には、南三陸町関係者がポストが漂着した西表島ユツンを訪れる機会があり、私も急遽現場を案内することができました。

このようなご縁を感じながら、また沖縄を代表する音楽ユニット BEGIN による復興イベントへの取り組みからも、町民同士や特に子供たちを通じた相互交流についても様々な観点から検討していくためです。

【南三陸町歌津の郵便ポストが西表島に流れ着いたエピソード】

2012年12月、沖縄県西表島の砂浜に流れ着いたポスト。そのポストが、東日本大震災の津波によって流された南三陸町歌津地区のポストだったのです。

このポストは、1年9カ月太平洋を旅しながら、遠い西表島に流れ着いたのです。

その後、このストーリーに心を打たれた多くの方のご尽力により、2013年8月に故郷の歌津に帰ってくる事が出来ました。

返還されたのをきっかけに、復興ソング「歌津さきてけさい」もできあがった。曲を手掛けたのは、沖縄の音楽ユニット BEGIN（ビギン）。南三陸の子どもたちが同ポストをテーマに書いた作文をモチーフに曲に仕上げたという。曲は毎日同商店街のBGMとして流れています。

2014年には、この1連の物語が1冊の絵本となり、演劇となり、たくさんの方に、笑顔と勇気をプレゼントしてくれました。

現在は、ハマレ歌津内に流れ着いたポストも展示されています。ぜひ、訪れた際はご覧ください。



およそ2,000キロ以上の距離を海流に乗って漂流し、西表島にたどり着いたことから、「復興への希望の象徴」

「離れていても心はつながっている」

「津波の脅威と自然の力の大きさ」

など、様々な意味で人々の胸を打ちました。その後 日本郵便を通じて、ポストは宮城県に戻されることになりました。南三陸町では、このポストを震災の記憶を伝えるモニュメントとして保存し、後世に残すことが検討されました。実際にこのエピソードは、テレビや新聞などで大きく報道され、震災伝承の一つの象徴として知られるようになりました。

- ・ 視察内容
- ・ 南三陸町旧防災対策庁舎跡

概要：震災時の象徴的施設であり、職員の尊い命が失われた場所

- ・ 南三陸 311 メモリアル（南三陸震災伝承施設）

展示内容：被災当時の映像、復興の歩み、地域住民の証言特に印象的だった事例（避難行動、住民主体の復興計画など）



教訓：地域全体の「共助」体制、防災教育の継続的実施の必要性

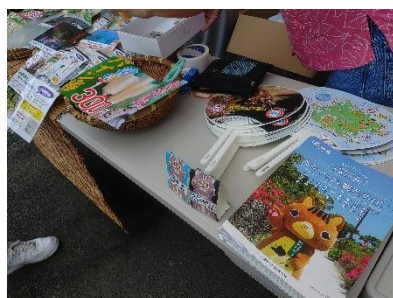
地元職員・関係者との意見交換や地元行政の取り組み（避難訓練、防災無線、まちづくりとの統合）

課題として挙げた点（風化の懸念、高齢化、防災意識の差）



- ・竹富町への今後の取り組み
- ・竹富町でも明和の大津波など災害遺構的な「語り継ぎの場」を検討
- ・観光客や住民参加型の避難訓練・防災ワークショップの拡充
- ・防災教育を観光とも連携させ、地域全体の防災力を底上げ
- ・小中学校での「震災伝承授業」など防災教育の導入検討

今回の視察を通じ、災害に対する「記憶の継承」と「備えの文化」の重要性を再認識しました。竹富町の島々の特性に即した持続可能な防災体制の確立に向け、議会活動を通じて引き続き全力で取り組んでまいります。



様式第2号(第3条関係)

令和7年7月1日

竹富町議会議員

山下 義雄 殿

竹 富 町 長
(公 印 省 略)

政務活動費交付決定通知書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 270,000 円